

外国公館等との取引に係る消費税の免税について

事業者が、国内にある外国の大使館又は大使等（以下「外国公館等」といいます。）に対して免税で課税資産の譲渡等を行うためには、次の1に基づいて消費税免除指定店舗の指定を受けた上で、2の手續に基づいて課税資産の譲渡等を行い、3の「外国公館等用免税購入表」等を保存しておく必要があります。

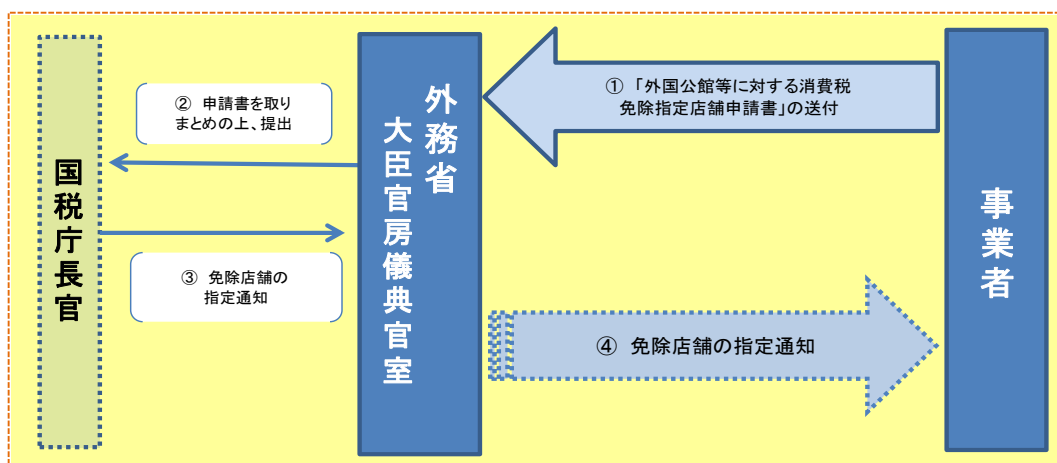
1 外国公館等に対する消費税免除店舗申請手續

外国公館等に対する消費税免除指定店舗の指定を受けようとする事業者は、指定を受けようとする店舗別に「外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書」を外務省大臣官房儀典官室に送付して提出する（最寄りの税務署を通じて提出することもできます。）ことにより、同省を通じて申請し、国税庁長官の指定を受ける必要があります。

また、国税庁長官が「外国公館等に対する消費税免除指定店舗」として指定した場合には、指定があったお知らせと免税手續等のための関係書類が外務省大臣官房儀典官室から指定を受けた事業者に送付されます。

なお、指定には、一定の審査期間を要しますので、外国公館等との取引を予定している事業者は、余裕を持って申請書を提出してください。

※ 事業者が外国公館等に対して免税で取引を行うためには、冒頭で説明のとおり、消費税免除指定店舗の指定を受けることが必要です。



さらに、指定を受けようとする店舗が給油所（ガソリンスタンド）である場合には、既に揮発油税の「指定給油所」としての指定を受けているときを除き、給油所の所在地を所轄する税務署へ「揮発油税外国公館等用揮発油給油所指定申請書」を提出してください。

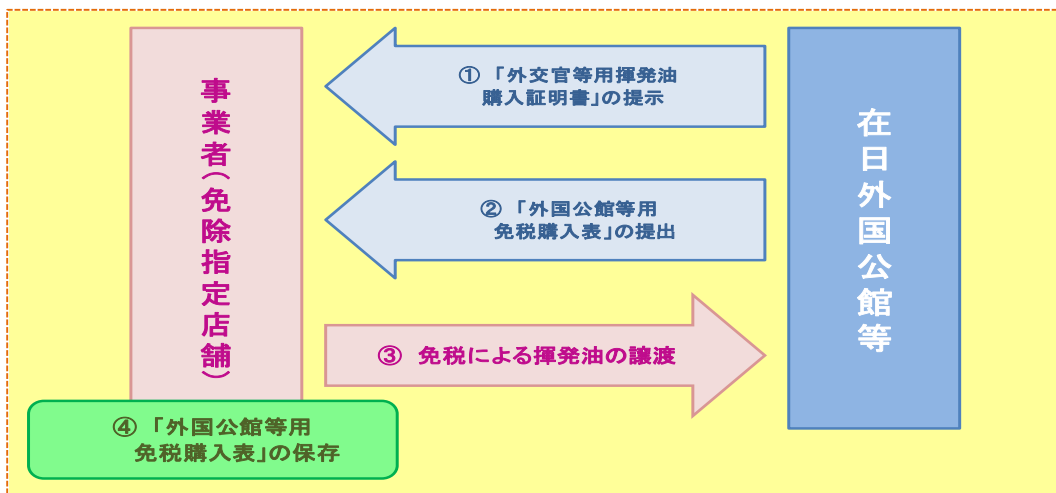
2 免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続

事業者が外国公館等に対して免税で課税資産の譲渡等を行う場合の手続は、次の(1)から(4)の資産の譲渡等の区分に応じ、それぞれ定められた方法で行う必要があります。

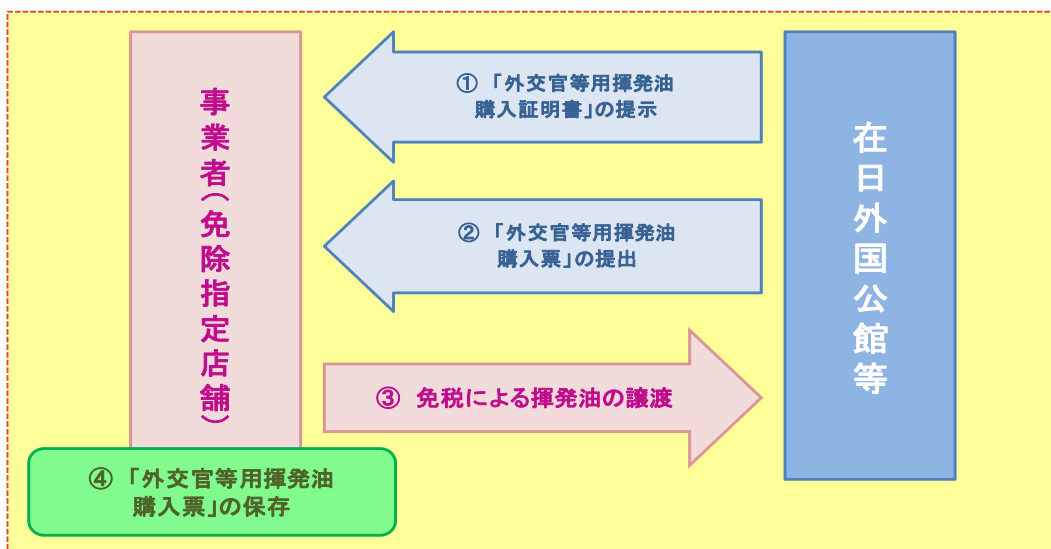
また、外国公館等が免税で譲渡等を受けられる課税資産の譲渡等については、外国公館等が外務省から交付を受けた証明書(免税カード等)の種類により、課税資産の譲渡等の内容及び一回の取引につき免税の対象となる課税資産の譲渡等の最低金額に制限が加えられることがありますので、事業者は当該免税カード等に記載された内容をよく確認する必要があります。

(1) 揮発油を譲渡する場合

イ 事業者が揮発油の製造場の場合

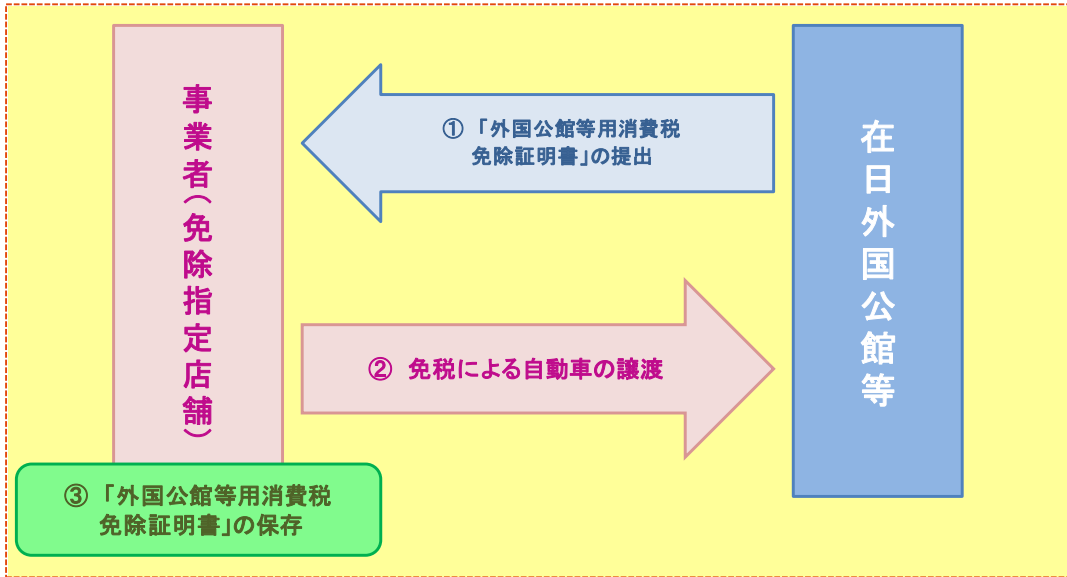


ロ 事業者が指定給油所の場合

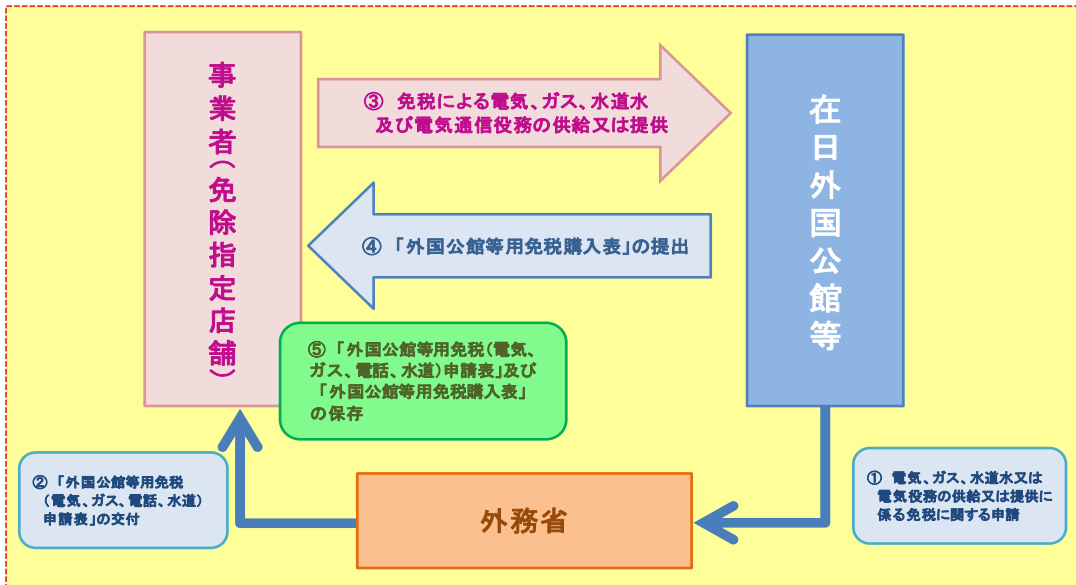


イ及びロに掲げる外交官等用揮発油購入証明書並びにロに掲げる外交官等用揮発油購入票は、揮発油税についても同一の証明書等で免税購入手続きを行うこととなります。

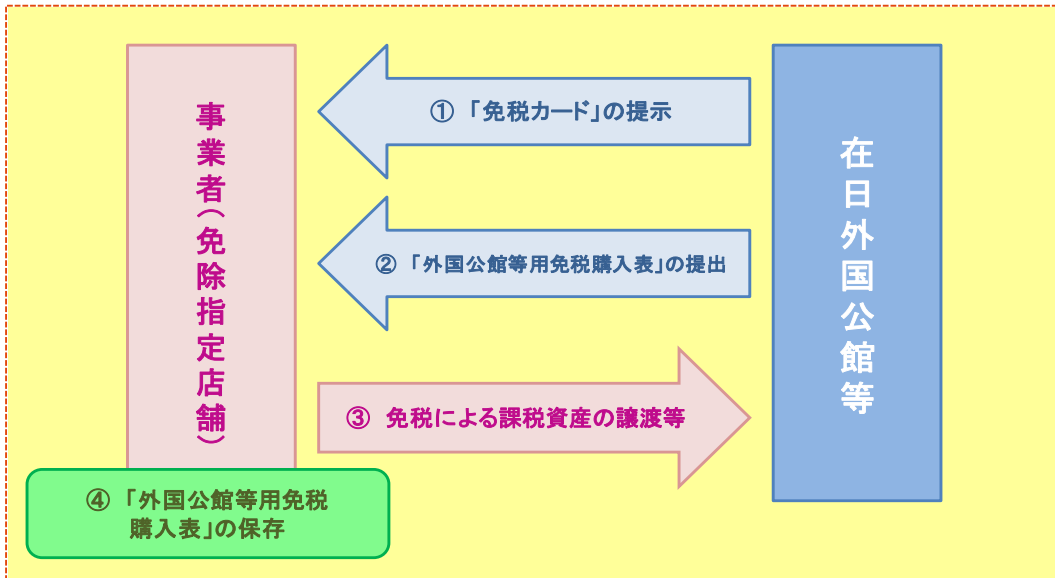
(2) 自動車を譲渡する場合



(3) 電気、ガス、水道水又は電気通信役務の供給又は提供を行う場合



(4) その他の課税資産の譲渡等を行う場合



(参考)「免税カード」の様式(表)の記載内容例

1 物品・サービス全て免税のケース

免税カード(※注)第 ー ー 号	
年 月 日まで有効	
○物品	
(公館名) ○サービス	
(官職名)	写 真
(氏 名)	
年 月 日 外務省発行	省印

※注
外交官、領事館、事務技術職員、国際機関職員、大使館、総領事館、領事館、国際機関事務局の区別を記入する。

2 物品のみ(足切り額5,000円)免税のケース

免税カード(※注)第 ー ー 号	
年 月 日まで有効	
○物品	
(公館名) ○免税対象額5千円以上	
(官職名)	写 真
(氏 名)	
年 月 日 外務省発行	省印

※注
上記1に同じ。

3 「外国公館等用免税購入表」の保存

外国公館等に対して免税で課税資産の譲渡等を行うためには、外国公館等から提出される「外国公館等用免税購入表」等の書類を整理し、事業者の納税地又は免除指定店舗の所在地に保存しておかなければなりません。

なお、保存期間は、「事業者が外国公館等に対して免税で課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間」と定められています。